

富山県庁周辺エリアマネジメント懇話会規約

第1条 この会は、富山県庁周辺エリアマネジメント懇話会（以下「懇話会」という。）という。

第2条 懇話会は、県内全域のにぎわい創出にも資するよう、県都の玄関口である富山駅周辺地区と中心商業地区（西町・総曲輪通り・中央通り商店街等）との中間に位置する県庁周辺エリアの魅力や価値を向上させ、県都の格を高めるため、10年後20年後のビジョンを取りまとめることを目的とする。

第3条 懇話会は、富山経済同友会の呼びかけにより、次の各号に掲げる団体を代表する者及び学識経験者をもって組織する。

- (1) 富山経済同友会
- (2) 富山商工会議所
- (3) 富山大学

2 懇話会には、前項に定める者以外に、富山県及び富山市を代表する者を特別委員として置くものとする。

3 懇話会に座長を置く。座長は富山経済同友会を代表する者をもって充てる。

4 座長は本会を代表し、会務を総理する。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第4条 懇話会は、座長が招集する。

2 懇話会の会議の議長は、座長がこれにあたる。

3 座長は、必要があると認めたときは、懇話会の会議に第3条第1項及び第2項に定める者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条 懇話会の業務を処理するため、富山経済同友会に事務局を置く。

第6条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年10月27日から施行する。